

総合特別区域評価・調査検討会における評価結果(平成24年度)の概要

2. 分野等別状況 (2)地域活性化総合特区 ①グリーン・イノベーション分野(5/10)

	評価区分(*1)	総合評価 (IとIIの平均値にIIIを加味)	I 目標に向けた取組の進捗に関する評価	II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況	III 現地調査時の指摘事項及び対応状況等(*2)	総合評価に係る専門家所見(主なもの)
次世代自動車・スマートエネルギー特区 (さいたま市)	準	B 3.9	B 3.7 進捗度 ・ハイパーエネルギーステーション(水素充填機能有)の整備箇所数 100% ・運輸部門の二酸化炭素の削減量 71% 等	B 3.6 規制の特例等 ・市街地における水素保有量の規制緩和 等 財政支援等 ・先導的都市環境形成促進事業(地域エネルギーマネジメントシステムの構築に係る計画策定等に対する支援) 等 地域独自の取組 ・さいたま市「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金 等	+0.25	<p>・規制緩和について国との協議では十分な課題解決が得られていない(※1)ものの、<u>市独自の取組により目的を達成できる部分(※2)については、積極的に推進を図っており、概ね予定どおり進捗(※3)している。</u></p> <p>・近年のエネルギー事情の変化、エネルギー制度の変化や社会で注目されている技術の変化に柔軟に対応して<u>具体的な環境未来都市像を提示してから、具体的なスマートコミュニティや運輸システムの構築に進むべきであり、目標をより具体化(※4)することが望まれる。</u></p> <p>※1: (例)「市街地における水素保有量の規制緩和」について、建築基準法第48条ただし書により、貯蔵量の上限を超える建築物を建築することを特定行政庁が許可できると確認されたものの、国の通知(技術的助言)に水素保有量についての明確な基準が示されていない中で、責任を負う特定行政庁としては許可ができないという状況。</p> <p>※2: (例)上記「市街地における水素保有量の規制緩和」について、市が用途地域を変更することで、平成25年度の課題には対応できる見通し。</p> <p>※3: (例)「ハイパーエネルギーステーション(水素充填機能有)」について、平成24年度に整備地が決定。</p> <p>※4: (例)パーソナルモビリティの具体的な商品開発の状況等。</p>

◆評価書は[こちら](#)

◆評価結果は[こちら](#)

*1)「正」とは正評価、「準」とは準評価を意味する。 *2)「IIIについては、「地方公共団体による総合評価の状況」についても評価している。